# トマス・モア『ウートピア』の再解釈

## I 問題の所在

最近の代表的なモア研究者の一人である」.ガイによれば、20 世紀における『ウートピア』解釈の特徴的な接近方法には四つある<sup>(1)</sup>。第 1 は、R.W. チェムバーズに代表されるように、それは、神の啓示によって啓発されていない自然理性によって導かれた異教徒の社会を描いたものであり、その第 2 巻を中世的な牧歌ないし文学的な思いつきと解するものである<sup>(2)</sup>。

第2は、これとは逆に、「ウートピア」を人文主義者モアの理想であり、しかも実践的なものと解するものである。その代表者が、J.H.ヘクスターである(³)。第3は、『ウートピア』を関連する人文主義者の文学の文脈の中に置き、モアが人文主義自体の批判を企図したと解釈するものである。これには、二つの見方がある。その一つは、D.フェンロンのように、ギリシア語からの造語である Utopia や Hythlodaeus の意味に着目し、前者を一つの人文主義的な理想社会の型であるが、モアがそれを幻想であることを暴露していると解する立場である(⁴)。もうひとつは、Q.スキナーのように、ヘクスタ・と同様に、それを牧歌と言うよりはむしろ一つの理想と解しながらも、ヒュトロダエウスの議論は、スコラ的、人文主義的政治思想の中心的諸仮定の反語的な転位として読みうるとする立場である(⁵)。

最後は、ヘクスタ・とスキナ・を批判する B . ブラッドショ・の接近法である。彼は、『ウートピア』第 2 巻における反語を軽く扱うと同時に、それがプラトンの『国家』に負っていることを強調しながら、モアの目的をプラトンの政治と哲学の諸見解の道徳的絶対主義に対する攻撃と解釈する(6)。彼によれば、モアは第 1 巻に目録化して示された社会諸悪のための「可能な唯一の解決策」ではなく、「可能な最善の解決策」を追求したのであり、モアの範型は、プラトンのそれからそれほど離れていず、キケロのに遙かに近い「世俗的哲学」だった。そして、ブラッドショ・によれば、『ウートピア』の教訓は、進歩の可能性が「道徳的絶対主義」の伝統にも、政治家の「世俗的義務」への傾倒にもなく、それは、「両者の建設的で継続的な対話」から現れるであろうとされている。

それでは、ガイ自身は『ウートピア』をどう解釈するのであろうか。彼は、多くの点でそれがモアの理想の国家を描いていると見、たとえモアが共産主義が実際に国家の最善の状態の謎に対する可能な唯一の解決策と信じていたかどうかについては、われわれに確信がないままだとしても、それは、モアの同時代人に対する一つの宣言書だったと解している(^)。更に、最も最近の諸解釈の中で、『ウートピア』がプラトンとキケロという好敵手である哲学者を両立させようとするものだという意見は、大いに魅力的であるとし、その際、虚構のモアが『ウートピア』において鍵になる人物だと見ている。けれども、ガイは、最終的な解釈を示してはいない。ただ、モアが修道士になることを断念し、法的、政治的な経歴に進んでいったこととの関連が示唆されているだけである(8)。

次に、代表的な日本人二人の『ウートピア』解釈を示しておく。澤田昭夫は、「キリスト教的生活を忘れた当時のキリスト教社会の知識人に対して、(キリスト教が島に伝えられてからはその社会倫理を歓迎したが)根本的には自然宗教しか知らぬ異教徒のユートピア人の幸福で正しい生活ぶりを示すことによって、『自分たちは自然宗教の知識を超えた知識をキリスト教の啓示によってもっているはずなのに、生活の実際についてはユートピア人の方がわれわれよりもはるかに優れているではないか』と反省させること、それが『ユートピア』の教化、説得の目的であった。」、と解する(9)。また、菊池理夫は、 ユートピア を「異教徒社会」として捉え、それ「自体は否定でも肯定でもないアイロニ・的存在であり、決してそれはジンテ・ゼではない。それではモアにとってのジンテ・ゼの社会とは何か。それはテキストのなかに直接見出すことはできず、むしろ ユートピア 自体もそうであるように、実体化を拒むものである。ただ、いえることはヒュトロダエウスも モア もともに ユートピア (そのすべてではない)の実現を『希望する』(optare)(二一〇、二一二。 pp. 244, 246. 二四五・六頁の誤植か。筆者)というように、終末論的希望の原理に基づくものである。そして、その終末論とはこれもしばしば誤解されているように、『今ここ』における実践を無視する逃避的なものではない。」、と解釈している(10)。しかし、いずれの解釈にも欠点があるように考えられる。

そこで、本論文は、これらの最近の研究成果を踏まえて、トマス・モアの『ウートピア』を新たな観点から改めて解釈することを目的としている。そのためには、まず、その形式的・内容的な構成諸要素をあるがままに把握することが前提条件となる。

## II 『ウートピア』の構成

『ウートピア』は、形式的には五つの要素から成る。第1は、同書の最初に掲載された相当数の書簡と詩並びに、ウートピアの地図と文字及びウートピア語で書かれヒュトロダエウスがピ・タ・・ヒレスに見せたという四行詩である(pp. 18, 22. 二六、三〇頁)。第2は、第1巻である。第3は、第2巻である。第2巻のほとんどが、1515年に派遣先のフランダース書かれ、残りの第1巻や詩等は、帰国後翌年執筆され(11)、1516年に出版された。第4は、結語である。第5は、若干の書簡である。本文中及びトマス・モアのピ・タ・・ヒレス当の書簡には、小見しが付けられている(p. 22. 三〇頁)。なお、本書の書名は、『国家の最善状態とウートピア新島について 卓越し且つ雄弁なトマス・モア 有名なロンドン市の市民にして司政長官による楽しさに劣らず有益な真に黄金の小著』という長いものである(p. 1)(12)。

 人で、エラスムスから依頼を受けた、知識人と卓越した政治家の『ウートピア』を賞讃する書簡と詩(13)が合計 6 編収録され、序文の役割を果たしている。第 2 は、書中モア、ヒレス、架空の人物ヒュトロダエウス のフランドルにおける出会いの経緯の説明に続く鼎談の形を取り、三つの架空の宮廷の場面において、言わば劇中劇の形で、ヒュトロダエウスによるキリスト教のヨ・ロッパ並びにイングランドの社会悪に対する批判 とウートピアの礼賛、ヒュトロダエウスの学識と経験的知恵に感嘆したヒレスと書中モアが彼に国王への仕官を勧めたことに端を発する、知識人の仕官の是非論争、及び私有財産制と共有制の優劣の比較論争がその内容を構成している。この最後のことが、ヒュトロダエウスが二人にウートピアを紹介する切っ掛けになっている。なお、第 1 巻の巻頭に、『国家の最善状態 ブリタニアの有名な都市、ロンドンの市民にして司政長官である有名な市民トマス・モアによって報告された、非凡な人物ラファエル・ヒュトロダエウスの談話 第 1 巻』(p. 46)という標題が、また、巻末には、『第 1 巻の終わり。第 2 巻が続く。』(p. 108)という言葉が付けられている。

第3は、専らヒュトロダエウスの談話の体裁を取り、次の九つの部分(以下、章)から成る。第1章にだけ見出しが付されていないが、内容は、ウートピアの地勢と都市構成、農村地帯に関する事が述べられている。第2章「都市について、特にアマウロ・トゥムについて」。ここでは、ウートピアの首都であるアマウロ・トゥムの地理、都市構造、道路、住居とその庭が説明されている。第3章「役職について」。ここでは、主要な役職と統治機構及びその運営方法が書かれている。第4章「職業について」。ここでは、農業並びに手工業の種類、市民皆労制とその例外としての学問専従者、労働時間、睡眠時間、余暇、建物の保守管理、衣服の種類や数について述べられている。第5章「相互の付き合いについて」。ここでは、家族構成・家族関係・市部の世帯数・物資の分配・共同食事とそこでの子供達の教育・病院・人口過剰になった場合の植民政策が取り上げられている。第6章「ウートピア人の旅行について」。ここで扱われているのは、国内旅行・貿易と国際交流・物事の合理性的な評価と扱い、学問と教育、特に道徳哲学と幸福論の特色、すなわち、合理性的な快楽の享受と反理性的な偽の快楽の排斥についてである。なお、この章が最も長い章である。

第7章「奴隷について」。ここでは、「奴隷」(servus)の種類(多くは、内外の犯罪者と戦争捕虜)、病人の治療と苦痛を伴う不治の病に冒された者に対する自発的な死の勧告、婚姻制度・離婚制度・性犯罪とその刑罰、道化の享受と化粧の排斥、徳行の促進法、為政者の徳性と猟官の禁止、少数の法律と長老会議の権限、同盟の排斥について述べられている。第8章「軍事について」。ここでは、正当な戦争の種類、戦略・戦術・武器、講和が取り上げられている。最後に、第9章「ウートピア人の諸宗教について」。ここでは、彼らの宗教的寛容と公定宗教並びにキリスト教への相当数の改宗者の出現、布教の条件、修道士的な一群の人々、聖職者とその役割・徳性、祝日と悔い改め、公的礼拝式について述べられている。但し、内容と章名とがかなり食い違っている場合が少なくない。

このように、『ウートピア』第2巻は、章名のない章が一つ、「ウートピア人の」が付された章

が二つあり、更には、章名と内容がかなりずれているものが二つあり、取り分け第6章は、最初と最後に旅行に関することが取り上げられている以外、ほとんどがウートピア人固有の人生観・世界観に関することである。もっとも、人生を旅と考える立場(14)からすれば、形式と内容の不一致は少なくなるのであるが。なお、第2巻の巻頭には、『国家の最善状態、ロンドンの市民にして司政長官であるトマス・モアによって報告された、ラファエル・ヒュトロダエウスの談話 第2巻』(p. 110)の巻名が、また、巻末には、『第2巻の終わり 最も卓越し最も博学な人物であり、ロンドンの市民にして司政長官トマス・モア氏によって報告された今まで二、三の者以外ほとんどだれにも知られていなかった、ウートピア島の法律と制度に関するラファエル・ヒュトロダエウスの午後の談話の終わり 終わり』(p. 246)の語が付けられている。

第4は、二つの部分から成る。一つは、ヒュトロダエウスによるウートピア社会の評価である。彼は、ウートピア以外の諸国の悲惨と不条理を批判すると同時に、ウートピア人の幸福と正義を賞讃した上で、前者の根源として人間の高慢を指摘している(p. 242. 二四三 - 四頁)。もうひとつは、書中モアによるウートピアの法制と生活風習に対する疑問、ヒュトロダエウスとの再会の期待及びウートピアの実現可能性に関する疑問の表明である(pp. 244, 246. 二四五 - 六頁)。最後は、『ウートピア』理解の助けになり、同国の存在を印象づけるモアのヒレス当書簡と人文主義者の一人によるモア礼賛の二つの書簡から成る。

また、『ウートピア』第1巻・第2巻及び巻頭に収録されたモアのヒレス当の書簡には、当該箇所の内容に関するほとんどがヒュトロダエウスの発言を肯定し、モア出発後ヒュトロダエウスがヒレスに見せたという、ウートピア語で書かれた四行詩並びにヨ・ロッパ社会を批判する小見出し評釈が付けられている。後者は、ヒレスの手になるものである(p. 22. 三〇頁)。

更に、『ウートピア』の全文が、ウートピア人のアルファベットとこれを用いた詩以外は、全てラテン語で書かれている。また、『ウートピア』の第2巻には、ギリシア語からの造語が、幾つか見られる。

以上が『ウートピア』の形式的な構成要素であるが、これを正しく理解するためには、その実質 的な思想内容を再構成する必要がある。次に、そこに見られる思想の構造を正確に把握したい。

## III 『ウートピア』の政治・社会思想

#### 1 ウートピアの地勢

ウートピアは、半島部にあった国土を開削工事によって 15 マイル幅で大陸から切り離された人口の島国であり、新月のような形をしている(pp. 110, 112. 一一九 - 二一頁)。これは自衛のためであるが、外にも防衛体制が整えられている(p. 119. 一一九 - 二〇頁)。この国は、言語・生活風

習・制度・法を同じくするほとんど同型の54の都市から成る(p. 112. 一二一頁)各都市は、自領を尊重している(p. 112. 一二二頁)。最も近接している都市間でも24マイル離れているが、他の都市に1日で行けないところはない(p. 112. 一二一頁)。また、島の中心部に、毎年開催される全島会議が行われる、アマウロ-トゥムがある(p. 112. 一二二頁)。

### 2 社会生活

ウートピア人は、規則正しい健全な生活を営んでいる。1日は、24 時間制であり、正午から始まる(p. 126.一三五頁)。1年は、月の軌道に従って諸月に分割されている(p. 230.二三二頁)。但し、1年が何箇月かは明言されていない。1日の内、勤労に午前中と午後の各3時間の計6時間、睡眠に8時間が当てられ、昼食後2時間の休憩時間がある(p. 126. 一三五頁)。勤労、睡眠及び食時の時間以外は、各自の自由時間であり、大抵の人はこれを学問研究に費やす(p. 128.一三五頁)。そのため、夜明け前に公開講義が行われ、多くの男女が関心のある講義を聴講する(pp. 126, 128. 一三五頁)。但し、この時間を職業活動に費やすことも可能である(p. 128. 一三五頁)。夕食後の1時間は、音楽や会話、健全な娯楽を彼らは享受する(p.128. 一三六頁)。生活の基本単位は世帯であり、これは、大抵の場合血縁関係で構成される大家族である(p. 134. 一四二頁)。都市部では、食事は30世帯単位の共同食事であり、各世帯の女性が交代で調理を分担する(p.140. 一四七頁)。但し、屠殺は、市部の外にある所定の場所で、召使い(famulus)によって行われ、市中に運び込まれる(p. 138. 一四五頁)。

一般市民が屠殺を行わないのは、「それに慣れることはわれわれの自然本性のもつ感情のなかで最も人間的なもの、つまり慈悲心を徐々に死滅させることになる」、と彼らは考えていることによる(p. 138.一四五頁)。共同食事は、子供と青少年の躾と彼らの気質や才能を確認する機会でもある(pp. 142, 144. 一四八-五〇頁)。5歳未満の乳幼児は、特設の食堂で食事をするが、母親に支障がある場合には、部族長の妻が乳母を捜し、彼らは同情心から喜んで申し出るので、これを容易に見つけることができる(p. 142.一四七-八頁)。ここに、ウートピア人の隣人愛の精神の1例を認める事ができる。b病人は、市の城壁の外にある四つの広大な公営の病院で手厚い治療を受けるのであるが、食事分配の際、最初に病人食が準備される(pp. 138, 40.一四五-六頁)。都市は、等分された四つの区から成り、各区の中心に市場があり、その建物にあらゆる物資が集荷され、各世帯の必要物資がそこから家長によって無償で入手できる(pp. 136, 138.一四四頁)。衣服は各家庭で作られ、性別と既婚未婚の別が分かる以外は、全員同型で、機能的、合理的に製作され、必要な数以外彼らは持たない(pp. 126, 132, 134. 一三三-四、一四〇-一頁)。

ウートピア人は、月の最初の日と最後の日および年の同様の日を祝日と定め、最後の祝日の夕方並びに最初の祝日の朝、公的な礼拝式に参列するために神殿(templum)に参集する(pp. 230, 232 . 二三二 - 四頁)。「最後の祝日」には、神殿に出かける前に、自宅で、妻は夫に、子供は親に過ち を犯した場合に、犯した過ちに対する赦しを乞い求める(p. 232.二三四頁)。この意味で。ウートピア人は、家父長制的である。礼拝式の後、昼食を取り、その後は娯楽や軍事教練に費やす(p. 236. 二三八頁)。農村地帯の住民の多くは、毎月祝日を祝うため市部に出かける習わしである(p. 116. 一二四頁)。結婚年齢は、女性が18歳以上、男性は22歳以上であり(p. 186.一九〇頁)、結婚後女性は配偶者の住居に移るが、男性は自分の世帯に残る(p. 134.一四二頁)。

ウートピアでは、婚前に紳士淑女の立ち会いの下で、互いに裸体を見せ合う習慣がある(pp. 186, 188. 一九一 - 二頁)。これは、人間の現状に即した賢明な措置だと考えられている。性格の不一致のため協議離婚も認められるが、その場合、長老会議の承認が必要である(pp. 188, 190. 一九三頁)。不治で不断の苦痛を伴う病にかかった病人には、長老会議の決定を受けけた役人と神意の解釈者である司祭が、死期を超えて生きているのだから、これ以上疫病や伝染病を培養しないよう自発的な死を勧めるが、これを受け入れない病人を冷遇することはない(p. 186. 一八九 - 九〇頁)。司祭や長老会議が認めなかった理由で自殺する者は、葬られずに、泥沼に捨てられる(p. 186. 一九〇頁)。ウートピア人のほとんど全員が死後の至福を確信しているので、人の死を悲しまず、朗らかで希望に満ちた死を迎えた者を火葬にし、不承不承で死に行く者は土葬に付する(p. 222. 二二四 - 五頁)。

市部においては、世帯総数が 6、000、各世帯の成人数が 10 人から 16 人に法定されており、過不足は世帯間で調整される(pp. 134, 136. 一四二頁)。都市間でも同様であり、全国の過剰人口は、植民によって調整される(p. 136. 一四二 - 三頁)。未成年者の数は、あらかじめ規制することはできない(p. 134. 一四二頁)。また、ウ・トプス王以後、家屋などの生活条件の改善が、加え続けられてきている(pp. 120, 122, 132, 134. 一三九、一四九頁)。

#### 3 経済

ウートピアでは、国民皆労を原則とし、男女を問わずほとんどの市民が肉体労働に従事する(p. 124. 一三三頁)。農業が基幹産業であり、子供の時からその理論と実習を学び、農村地帯において2年交代で彼らは農業に従事する(pp. 124, 114. 一三三、一二二頁)。これは、農業を苦役と考えるアリストテレス的な立場であるが、希望により長期間農村に滞在することも可能である(p. 114. 一二三頁)。彼らは、市部とその周辺地帯の消費量を正確に計算した上で食料を生産し、人工ふ化や牛馬の性質に合った農業利用に努めている(pp. 114, 116. 一二三・四頁)。余剰物は近隣の人々に分配され、農村地帯にない物は市部から無料で獲得できる(p. 116. 一二四頁)。農作物の収穫に必要な人員は、市部から派遣された市民によって賄われる(p. 116. 一二四頁)。

彼らは、もう一つの技術、たとえば毛織・亜麻織・石工・鍛冶・錠前・大工の技術を習得し、女性にはより弱い性として前二者のような軽い仕事が割り当てられる(pp. 124, 126. 一三三 - 四頁)。 男性の場合、自然の性向から父親の仕事を習わせられるが、ほかの仕事に就きたい者は、その仕事 に従事している世帯に養子として転入させられる(p.126.一三四頁)。一つの仕事を習得した上で更にもうひとつの仕事を身に付けたいならば、同様なやり方で認められ、両者を習得した者には、都市の必要がない限り選択の自由が認められる(p. 126.一三四頁)。彼らには適度の労働が求められ、怠慢や働き過ぎは30世帯毎に選ばれる部族長(phylarchus)によって監督される(p. 126.一三四頁)。

各都市 200 人いる部族長は、法的には労働が免除されているが、模範を示すためにこの特権を行使しない(p. 130.一三八頁)。ほかに労働を免除されているのは、司祭の推薦を受け、部族長の秘密投票に反映された民意によって選ばれた 300 人足らずの学問専従者であり、彼らの中から外交使節・司祭・部族長頭領・都市統領が選ばれる(pp. 130, 132.一三八・四〇頁)。製服業は存在せず、彼らは、健康と衛生の観点から合理的な衣服を必要なだけ持ち、わずかの労力しか掛けない(pp. 132, 134.一四〇・一頁)。建造物の保守管理を適切に行い、建築や修理・改造には無駄な労力を投入しない(p. 132.一三九・四〇頁)。また、公道を修理するために、多数の人手が集められることもあるが、この種の仕事の需要がない時には、労働時間の短縮が行われる(p. 134.一四一頁)。都市間の必需品の過不足は、各都市から年取った経験ある市民が3名ずつ派遣される全国長老会議によって把握され、無償で調整される(pp. 146, 148, 112.一五二・三、一二二頁)。ヒュトロダエウスによれば、「全島は単一の家族のようなもの」なのである(p. 148.一五三頁)。翌年の収穫の不確実性を考慮して、彼らは、2年分の備蓄を行った上で、余剰物資を輸出し、その7分の1をその地域の貧しい人々に贈る(p. 148.一五三頁)。輸出されるのは、穀物・羊毛・毛皮・家畜などである(p. 148.一五三頁)。自国に不足している鉄に加えて、大量の金銀を輸入するが、彼らは、物を売った場合に支払金の大部分を信用証書の形で保有する(p. 148.一五三頁)。

#### 4 政治

ウートピアは、都市単位の一種の連邦制を採用している。都市政治の主要な役職は、部族長・部族長頭領・都市統領の三者である。都市統領は、各区の民衆が長老会議に推薦した4名の候補者の中から、「公益上最適任と考える人物を選びますという宣誓をした後で」、部族長達によって秘密投票で選ばれ,僭主制を樹立する企図の容疑で失格にならない限り、これは終身職である(p. 122. 一三〇頁)。部族長頭領は、10人の部族長とその家族に一人の割合で置かれ、この職は毎年選ばれるが、理由なく交代することはない(p. 122. 一三〇頁)。部族長職などほかの全ての役職は、任期1年である(p. 122. 一三〇頁)。都市統領と部族長頭領に毎回別の部族長2名を加えた23人が、長老会議(senatus)を構成し、2日置きに、必要があればもっと頻繁に、公共の問題について協議するために会議を開く(p. 122. 一三〇 - 一頁)。公共の問題については、3日前に審議されていなければ決定されず、慎重審議のため、長老会議では、提案された日には審議しないという慣行がある(pp. 122, 124. 一三一 - 二頁)。重要な問題は、部族長会議に提案され、部族長が担当の家族達

と話し合った後協議し、長老会議に提案する(p. 124.一三一頁)。また、長老会議には司法権もあり、刑事事件や民事事件もそこで処理される(pp. 122, 190.一三一、一九四頁)。国の盛衰が役人の性格如何に掛かっていると考えるウートピア人は、国の「最も堅固な中核であるべき正義」を崩壊させる貪欲と偏見によって役人の判断が左右されないよう最大限の制度的な工夫をしているのである(p. 196.一九八 - 九頁)。

法律の数は非常に少なく、弁護士もそこには存在しない(p. 194.一九七頁)。これは、「全て法律は、各人にその義務を思い出させるために公布される」のであり、「法律の最も明白な解釈が最も公平な解釈だ」というウートピア人の考えに基づいている(p. 194.一九七-八頁)。結婚前に肉体関係を持った者は、結婚を禁止されると同時に、その家族の家長夫妻は、義務を怠ったとして大きな不名誉を招く(p. 186.一九〇頁)。また、密通には奴隷刑が科され、被害者には離婚が認められると共に、加害者は一生を不名誉と独身状態で過ごさなければならない(pp. 188, 190.一九二-三頁)。婚外の肉体関係を持った者も、都市統領の大権によって結婚禁止や奴隷刑から解放されることもあるが、密通の再犯には死刑が科される(pp. 188, 190. 一九二-四頁)。更に、長老会議または民会(comitia publica)以外のところで、共通の利害に関する事柄について協議するのは、死に値すると考えられている(p. 124.一三一頁)。これは、『ウートピア』とほぼ同時期に書かれた、『リチャ・ド三世王史』において専制批判が見られるように、専制によって民衆を圧迫し国の秩序を変革するような、都市統領と部族長頭領との共謀を容易ならしめないために定められたものである(p.124. 一三一頁) (15)。

これらの犯罪以外に一定の刑罰を定めた法律はなく、長老会議が個々の犯罪の性格を考慮してその都度刑罰が科される(p. 190.一九四頁)。犯罪が重大で、公然と処罰することが公共の道徳の利益になる場合以外は、夫が妻を、親が子供を懲戒する(p.190.一九四頁)。通常、最も悪い犯罪は、奴隷刑で処罰される(p. 190.一九四頁)。これは、死刑よりも犯罪者にとって同じように恐るべき罰であり、労働させる方がより有益であり、見せしめとして犯罪抑止効果があるという功利的な考えに基づく。しかし、彼らの処遇に反抗すれば、監獄でも調教不能な動物として殺される(p. 190.一九四頁)。ただし、改悛の情を示した長期服役囚が、都市統領の大権によるか、民衆の投票によって減刑されたり、釈放される場合がある(pp. 190, 192.一九四頁)。淫猥な行為を教唆する者には、行為者と同じ刑罰が科され、また、全ての犯罪において故意による公然の未遂行為は、犯行と同じに扱われる(p. 192.一九四頁)。全島共同の問題は、年1回は開かれる全島会議(totius insulae consilium)に諮られる(pp. 124, 112.一三一、一二二頁)。

ウートピアの外交方針は、善隣友好を旨とし、物資の援助だけでなく、人的な協力も惜しまない。 貪欲や偏見から解放され、賄賂や依怙贔屓、悪意とは無縁なウートピア人の美徳を活用するために、 近隣諸国(多くは、彼らが僭主制から解放してやったのである。)が、1年とか5年契約でその役 人を借用し、任期が終えるとまた別のウートピアの役人の派遣を求めてくる(p. 196.一九八-九 頁)。彼らは、統治者を求めてくる民族を盟邦(socius)、恩恵を与えているその他の民族を友邦 (amicus)と呼び友好関係にあるが、他国を敵視し、しかし、守られない事の多い同盟(foedus) を結ぶことはしない(pp.196, 198. 一九九‐二〇二頁)。

以上のようなウートピアの政治体制の性格は、何であろうか。これを規定しうるためには、次の2点が明らかにされなければならない。一つは、そこに国王が存在するかどうかの問題であり、もうひとつは、政治参加の単位が個人なのかどうかの問題である。『ウートピア』の中でこの国の王について言及されているのは、僅か3箇所に過ぎず、いずれも建国者ウ・トプスに関してである。その内容は、この国の名称の起源となった征服者ウ・トプスの事績と国内統一のための宗教政策の説明である(pp.110, 120, 218, 220, 222. 一二〇・一、一二八、二二一・四頁)。しかし、それ以外、建国以来1760年の歴史を持つ(p. 120.一二八頁)同国の過去と現在のどこにも、この王以降国王に関する言及は皆無である(16)。

ただ、モアがエラスムスに当てた書簡の中で、「私は、非常に心が開けるように感じ、私の頭を高く保っている。というのは、私の白昼夢の中で、私が、そのウートピア人達によって終身の王に選び出され、アマウロ・トゥムの人達の卓越した随行員団によって取り巻かれ、少量の小麦を私の聖なる勺として携えて、非常に印象的な私のフランシスコ会のフロックコ・トを着て、小麦でできた王冠をかぶって、私が、自分自身今練り歩いている事を見ることができるからである。」(17)と述べていることが、問題になる。しかし、これは、夢の中での話であるから、単なる希望を夢想しているに過ぎず、現在のウートピアに国王が存在しているかどうかの根拠にはなりにくい。

これらの事は、現在のウートピアには、国王が存在しない事を物語っているように思われるのである<sup>(18)</sup>。

次に、都市統領の第1次選挙や民会に関する記述があるにも拘わらず、先に見たところから、成人男女が個人を単位にして政治に関与している光景は、浮かんでこない。むしろ、世帯を指導、監督し、その意思を集約する役割を与えられている、男性の最年長者である家長が、政治に関与する基本的な単位であるように思われる。というのは、世帯の構成員は、彼に従うようになっている(p.134. 一四二頁)からである。これらの点をも考慮に入れてウートピアの政治体制を見る時、それが君主制でも貴族制でもないことは、明らかである。「もし共和制の特徴が、最高権力が人民にあり、彼らが国王または同様な支配者によって治められない」ところにあり、しかも、「古典的共和主義が、自然的ないし生得的権利、被治者の同意の観念、もしくは制限政府の観念にさえ基づいておらず」、その鍵になる概念が「全体の福利が優先し、これが、各構成員が彼又は彼女に最も適した役割を果たすことを要求することである」(19)とすれば、正しくウートピアの政治体制は、基本的に共和制に該当する(20)。但し、これは、権威主義的な性格を持つものである。

別の角度から見れば、これを混合政体と言うことも可能である<sup>(21)</sup>。なぜならば、それが「君主制、貴族制、民主制の混合した政体。・・・ポリビウスがはじめて明瞭なかたちで説き、混合政体はもっともよい政体でロ - マの共和制において、執政官は民(「君」の誤植か。筆者)主制の元老院は貴族制の、民会は民主制の契機を担い、この原理が体現されているとなした」<sup>(22)</sup>とすれば、都

市統領が君主制、長老会議ないし部族長頭領会議と全国長老会議及び部族長会議が貴族制、部族長とその管轄下の諸世帯との集会、更に、内実は不明であるが、民会が民主制の各要素と解することができるからである<sup>(23)</sup>。但し、そこには階級としての貴族は存在せず、民会は、個人単位で参加するものかどうかも不明である。

#### 5 軍事

ウートピア人は、戦争を野獣的なものとして極度に嫌悪し、その栄光は認めないが、しかし、彼らは、非常時に備えて、民兵制を採用し、男女とも定期的に軍事教練を行っている(pp. 198, 200. 二〇三頁)。彼らが認める戦争は、6種類である。(1)自国の防衛戦争、(2)友邦の防衛戦争、(3)被抑圧友邦民族の解放戦争、(4)友邦に加えられた不法行為に対する報復・処罰のための戦争、(5)同胞を殺傷した犯人が引き渡されない場合の報復戦争(pp. 200, 202. 二〇三 - 五頁)、並びに(6)農耕の行われていない近隣の大陸への植民地建設を妨害された場合の戦争(p. 136. 一四三頁)がこれである。(2)、(3)、(4)については、次の二つの条件が付けられている。すなわち、「行動を起こすのは事前に彼らが相談を受けて(戦争)理由を承認した場合、また返還を要求したものが返されず、彼ら自身が戦火を開かねばならないという場合に限ります。」(p. 200. 二〇三頁)なお、この開戦の決定は、「敵の侵入で略奪品が持ち去られた場合」に限らず、「それ以上に激しい敵愾心に燃えて宣戦の決定をくだすのは、友邦の商人がどこかの民族のところで、悪法のこじつけや善法の曲解によって、正義の仮面のもとに不正な弾劾を受ける場合です」(p. 200. 二〇三 - 四頁)。

これに対して、金銭問題でウートピア人自身が被った不義については、身体への暴行さえなければ、損害賠償が済むまでその民族との通商を停止するだけに留める(p. 200. 二〇四 - 五頁)。これは、彼我の財産制度の違い、即ち私有制と共有制による損害の多寡による(p. 202. 二〇五頁)。しかし、彼らの市民が傷害や殺人に遭った場合は別である。まず、彼らは、使節に事実を調査させ、犯人の引き渡しを求め、もしこれが実現しなければ、直ちに宣戦布告を行い、犯人は、死刑または奴隷刑で処罰される(p. 202. 二〇五頁)。

流血の結果得られた勝利は、彼らを悲しませると同時に恥じいらせる(p. 202. 二〇二頁)。なぜならば、「いかに貴重なものでも、あまり高価に買うのは無分別だと考えて」おり、「戦略と謀略で勝利を得、敵を降服させたときには彼らはそれを非常に誇りに思い」、記念の行事を行う(p. 202. 二〇五 - 六頁)。というのは、人間以外には不可能な「精神と理性」の力を用いて勝つことを彼らは誇りにしているからである(p. 202. 二〇六頁)。

「彼らが戦争でめざしているのはつぎのただひとつのこと、もし戦争以前に獲得していたら戦争を不要にしていたはずのものを確保すること、あるいは、もしそれが本来不可能であるとしたら、 せめて責任ありとかれらがみなす人々にたいして非常にきびしい報復を行ない、その恐ろしさで相 手が以後二度と同じことを繰り返そうと思わなくなるようにすることです。彼らはそういう目標を 念頭において、それを速やかに達成しようとしますが、そのさいにも、賞讃や名誉を手に入れることよりも、まず第一に危険を避けることを考えています。」(p. 202. 二〇六頁)

従って、彼らは、次の7種類の手段を順次採用する。第1に、敵国の指名人物を含む要人に対し 褒賞金を掛け、その旨を書いたビラを敵国内の要所要所に張り出す(pp. 202, 204. 二〇六 - 七頁)。 第2に、君主の兄弟か貴族の誰か一人に王権獲得の望みを抱くように、敵国内部に分裂の種を蒔く (p. 204. 二〇八頁)。第3に、これが失敗すると、敵の隣接民族を唆し、特に葬り去られていた ような古い権利を掘り出して争わせる(pp. 202, 204. 二〇八頁)。第4に、傭兵である(pp. 206, 208. 二〇九 - 一一頁)。第5に、彼らがそのために武器を取って戦ってやる人達の軍隊(p. 208. 二一 一頁)。第6に、他の友邦の補助軍(p. 208. 二一一頁)。最後に、自国軍である(p. 208. 二一一頁)。 まず、海外へ義勇軍が派遣され、もし自国を侵害されるような場合は、身体が健全な者全員が参戦 する(pp. 208, 212. 二一一 - 二頁)。なお、妻が夫と共に軍務に就く場合もある(pp. 208, 210. 二 一二頁)。その戦術は合目的的であり、勇敢に行使される(p. 210. 二一二 - 三頁)。敗残兵は、殺 さずに、捕虜にする。(p. 212. 二一四頁)。武器も、合理的なものを用い、城塞も合目的的に作ら れる(pp. 212, 214. 二一五 - 六頁)。

一たん停戦条約が結ばれると、これを忠実に守り、敵国民に対しては、戦闘に関与した度合いにより合理的に扱い、戦費を彼らに一部を現金、一部を土地で請求する(p. 214. 二一六 - 七頁)。 もしどこかの君主がウートピアの領土に侵入する気配を見せれば、彼らは、自領内では戦争をせず、直ちに大軍をもって境界線の外でこれを迎え撃つ(p. 216. 二一七頁)。

#### 6 宗 教

ウートピア人の中には、惑星や昔の偉人を神として礼拝している者もいるが、大部分のより賢明な人々は、「(父)親」parens と呼ばれる「唯一の、知られざる、永遠無量で、説明不可能な」、「能動力によってこの全世界に遍く充満している」、「ある神的存在」を神として信じている(p. 216. 二一八頁)。他の全てのウートピア人も、「全世界創造と摂理の原因とみなすべき唯一最高存在」があると考える点では一致しており、これは「ミトラス」Mythras と呼ばれている(p. 216. 二一八頁)。この最高存在の受け取り方は人によって異なるが、「それはいずれも同一本性のもので、その唯一独特の神的意志と威光に・世の全民族の同意で知られるように・万物の総体が帰される」、ということを全員が確信している(p. 216. 二一八・九頁)。

ここに、一種の限定的な宗教寛容的思想が見られるが、こうした世界の創造、支配者である唯一の最高神の存在に加えて、二つのことが信仰箇条として考えられている。その一つが、霊魂の不滅であり、もうひとつが、現世の生き方に対する死後の賞罰である(p. 220. 二二三頁)。 反対の意見を持つ者は、人間の一員とは見なされず、いかなる栄誉、役職、公的任務も与えられないが、刑罰を加えられることはなく、改心させるため司祭や有識者と論争することが、彼らには奨励されて

いる(pp. 220, 222. 二二三 - 四頁)。また、布教活動にも条件がつけられている。それは、理性的でなければならない、というものであり、ウ・トプス王がアブラクサ(それ以前の名称)征服直後最初に定めた法である(pp. 220, 112. 二二一、一二一頁)。これが定められた理由は、二つある。第1に、平和への配慮であり、第2に、宗教自体の利益である(p. 220. 二二二頁)。その理由は、次の通りである。「もしも、かりにひとつの宗教だけが最高の真理でほかのすべての宗教が虚構だとしたら、[問題を理性と節度をもって扱うかぎり]真なるものは、結局いつかはみずからの真理力によって姿を現わし、光り輝くようになるだろうが、武器をとり騒乱を起こして論争するならば、最悪の人間は必ず最も頑固な人間だから、最良で最も聖なる宗教でも、茨とやぶのなかにおかれた穀物の種子のように、窒息させられるだろう、ということです。」(p. 220. 二二二頁)

ウートピアには、少数(神殿 templum と同数の各都市 13 名以内)の司祭しかおらず、彼らは、ほかの役職と同様、党派心を避けるために民衆による秘密投票によって選ばれ、選ばれた者は、同僚によって聖別して任命される(p. 226. 二二八 - 九頁)。司祭の任務は、多様である。彼らは、礼拝祭儀を司るとともに、習俗の審査官であり、更には、子供と青少年の教育者でもある(pp. 226, 228, 230, 236. 二三二 - 八頁)。女性も司祭職に就くことを禁じられていないが、女性の司祭は稀であり、高齢の寡婦に限られるのに対し、男性の司祭は、選り抜きの女性と結婚する(p. 228. 二三〇頁)。

そこでは、司祭職ほど名誉ある役職はなく、たとえ司祭が犯罪を犯したとしても、裁判には掛けられず、神と自分自身に対してだけ責任を負う(p. 228. 二三〇頁)。司祭は、非常な悪人が礼拝に参加することを禁じるが、これ以上恐れられている罰は他にない(p. 228. 二二九頁)。これは一種の破門と解されるが、彼らは、直ちに司祭に対して悔悛の印を示して赦しを得なければ、逮捕され、神に対する不謹慎という理由で、長老会議の手で処罰される(pp. 226, 228. 二二九頁)。その上、司祭達は、戦場における勇敢な流血回避行為により、他の民族の間でも同じように崇敬されている(p. 230. 二三一 - 二頁)。また、そこには修道士に類する人々がいる。彼らは、他者のために善行を積むことによってのみ死後の幸福に値すると考え、絶えず働く人々であり、独身を守る「より聖なる人々」と、結婚生活を選ぶ「より賢明な人々」の二つの派からなる(pp. 224, 226. 二二七 - 八頁)。

このようなウートピアの宗教制度は、一種の公民宗教である。そこでは、特定の宗派に独特な礼拝式は自宅で行われる(p. 232. 二三三頁)。全市民が参加する公的礼拝式が、民衆によって選出された公職者である司祭によって執り行われると同時に、彼らが、風紀を取り締まり、子供達の教育にも従事するのである。従って、司祭職は、ウートピアの社会体制を精神的に支える最も重要な役割を果たしていると言える。

## IV 人生の目的

ウートピア人は、まず、自然 natura の前において人間が平等であると考える。すなわち、彼らは、「人類一般の境遇からはるかにかけはなれた運命を与えられた人間、それゆえ、自然がその人だけに配慮を加えるというような人間はおりませんし、自然はすべての人々を、みな同じ姿をもつという共通の絆で結び、すべての人々を平等に可愛がってくれる」、というのである(p. 162. 一六八頁)。この場合、人間をして人間たらしめるものが、人間の自然本性である理性 ratio なのである(p. 162. 一六六頁)。

こうしたウートピア人によれば、人間の幸福 felicitas は、理性の導く「善良で名誉ある快楽」にある(p. 162. 一六六頁)。ここで、「快楽」とは、「人がそこにとどまるのを楽しむように自然の導きのおかげでしむけられているような、肉体と魂のすべての運動と状態」である(p. 166. 一七〇頁)。この「真の快楽」には2種類ある。一つは、肉体的快楽であり、もうひとつは、精神的快楽である(pp. 172, 174. 一七六 - 七頁)。両者は、更に二つずつに分かれる。前者は、「五感を通じてはっきりした甘美な快感で満たしてくれるもの」である、排泄、生殖行為や音楽鑑賞と、「肉体のゆったりした、調和のとれた状態」である健康とがこれに属する。健康は、「すべての快楽のいわば基礎であり土台である」。後者は、「知性の活動と、真理の観想から生まれる甘美さ」、並びに「善い生活を送ったという甘美な記憶と、未来の幸福に対する疑いのない希望」から成る。

これに反して、偽の快楽は、「自然に反するものなのに、[名前を変えれば、ものの中身も変えられるかのように]人々が最も空虚な『満場一致』によって甘美なものだとおもいこんでいるもの」である(p. 166. 一七〇頁)。理性に反し、習慣に由来する「贋の快楽」は、斥けられる(pp. 166, 168, 170, 172. 一七〇 - 五頁)。これには、上等な衣服や宝石、蓄財、高貴な身分、さいころ遊び、狩猟の楽しみなどが属する(p. 170. 一七四頁)。

真の快楽の中でウートピア人が何よりも尊重しているのが、精神的快楽であり、その中でも最大のものは、「徳を実行することと、善い生活を送っているという自覚の両者から生まれる快楽」である(p. 174. 一七九頁)。ここで「徳」uirtus とは、「本性に従って生きること」であり、これは、取りも直さず理性の命ずるところに従うことである(p. 162. 一六六頁)。この理性が、人間に「できるだけ心配のない、できるだけ喜びに満ちた人生をおくること、そして、われわれは互いに自然の協同体に属しているのだからほかのすべてのひとにもそれと同じ人生目標を実現させるよう助けてやること」を勧め、促している(p. 162. 一六六・七頁)とされる時、人生最大の快楽が、他者に対する隣人愛の行為であり、それが善良な生活の自覚を生み出すものであることが分かる。

また、彼らは、人間が本性に従って生きるよう神によって創られ、人間の本性である理性が、何よりもまず、「われわれの存在の根拠であり、われわれが参与を許されている幸福の根拠である神の威光にたいして愛と尊崇の心を燃え立たせる」ものと考えている(p. 162. 一六六頁)。ここに、

先に見た人間の自然の前における平等は、神の前の平等によって支えられていることが分かる。事実、ウートピア人の幸福論は、理性の不完全性の故に、次のような宗教的原理に結び付けられているのであるのである。それは、「魂は不滅であり、神の仁慈によって幸福のために創られている。この現世の生活のあとで、われわれの徳には褒賞が、悪行には罰が与えられるように定められている。こういう原理は、理性によってそう信じ、認めるようになると考ています」(pp. 160, 162. 一六五頁)(24)。

更に、「彼ら(ユートピア)人のほとんど全部は、人間の(味わうべき)至福が計り知れぬほど大きいということを確実なこと、わかりきったことと考えており、したがって、だれであろうと病気にかかればそれを悲しみますが、だれが死のうとそれを悲しがりません」(p. 222. 二二四頁)とされる時、そこでは、人間の死の前における平等も認められているように思われる。「ただ、心配しながら、いやいや人生に別れを告げると見られるひとの場合は別です。・・・そういう死者を彼らは悲しみと沈黙のうちにかつぎ出し、死霊にあわれみをたれたまえ、そのあやまちを慈悲をもってゆるしたまえと神に祈願してから、屍を土でおおいかぶせます。」(p. 222. 二二四 - 五頁)ここに、人間の自然、死、神の前における基本的な平等が認められているように思われる(25)。しかし、人間の自然、死、神の前における平等性は、適性や肉体的、精神的差異に基づく各人の機能的区別をも否定するものではなく、年齢による経験的知恵による指導、被指導関係を認めるものであるや知的能力の違いによる社会生活全般にわたる書道・被指導関係を認めるものである。

### V 『ウートピア』政治の実質的特質

けれども、これで問題が全て解決したわけではない。政治の形式面に加えて、内容に関する問題が残っているからである。ウートピアの政治の中核を成す都市統領、部族長頭領、及び明記されていないので断言は出来ないが、恐らく全国長老会議出席者が、各都市三百人足らずの学者集団(p. 130. 一三八頁)の中から選ばれる、知的選良中の選良であることに注目しなければならない。学者達の数が成人人口の〇・0〇五%ないし〇・〇〇三%であるから、長老会議の固有の構成員である二一人は、成人人口の実に0・〇〇〇三五%と0・0〇〇二二%の間、すなわち、四五七一人から二八五七人に一人の割合である。これは、プラトンの『法律』の中で描かれている「法律を監視する人達の会議」(いわゆる「夜明け前の会議」)の構成員よりも少数であると解される。結論的に言えば、ウートピアの政治の実質は、知恵による政治、換言すれば、哲人政治にほからない(26)。

#### VI 結論

『ウートピア』を正しく理解するためには、そこに盛り込まれた思想内容ばかりでなく、その表

現形式も重要である。周知のように、それは、大きく分けて、序文、本文(異なる時期に書かれた 2 巻によって構成),後書きの三つの部分から成り立っている。本文の第 1 巻は、第 2 巻への橋渡しの役割を担っている「仕官論争」もそこに含まれているが、基本的にイングランドを中心とする キリスト教のヨ・ロッパ社会の全般的批判であり、第 2 巻は、基本的に在るべき社会像を提示したものであり、両者は、一対のものとして対置されている。その序文・後書きとして載せられたモア自身の作品も含む詩と書簡(モア存命中に出版された最初の四版の合十三編)・当時の代表的な人文主義者で、その多くが政治に関わっている人達の手に成るもの・は、その宣伝・推薦状であると同時に、恐らく編者であるエラスムスとヒレスが付けた欄外の小見出し(pp. 2, 22. 一二、三〇頁)と共に、同書を理解する手掛かりを読者に提供するものである(27)

これらの詩と書簡が示唆しているのは、ウートピアの正義、公正さ、理想性、キリスト教性、並びに虚構性である(pp. 2-44, 248, 252. —— - 五三、二四七 - 五三頁)。筆者も、この社会を基本的にキリスト教的な当為の社会であると解釈する。その代表的な例が、神の存在と霊魂の不滅や死後の賞罰、性の厳格さである。『ウートピア』とほぼ同じ頃に書かれた「何が最善の国家形態か」というモアの警句が、君主制に批判的で、民衆によって選出される代表者の合議体である長老会議senatus の優越性を主張していること(28)に照らして、少なくともその政治思想は、基本的にモア自身の考えであると言える。

それでは、一見非キリスト教的で、それらがモアの真意かどうかが問題にされる諸事項に関しては、どうであろうか<sup>(29)</sup>。ここでは、『ウートピア』第2巻の結尾で、書中のモアが具体的に挙げてその不条理性を指摘しているもの(p. 244. 二四五頁)の中で、ウートピア人の幸福論を最終的に支えている、宗教の問題を主として取り上げるに留めたい。これを論じる際に一つの手掛かりになるのが、そこに滞在してきたとされている、ヒュトロダエウスら4人による5年以上(p. 106. 一一四頁)に及ぶキリスト教の伝道(pp. 216, 218. 二一九 - 二〇 頁)後の変化である。

ヒュトロダエウスは、語る。「われわれの口からキリストの名、彼の教え、奇跡・・・について聞き知って以来、彼らは、・・・到底信じられないほど積極的にそれ(キリスト教の教え)に帰依するようになりました。これは、彼らに神のひそかな照らしがあったためか、それともキリストの教えが彼らのあいだで最も支配的な教えに一番近いと、彼らの目に映ったためでしょうか。それに劣らず重要な契機だったと私が信じたいのは、キリストは弟子たちの共有生活をよしとしたもうた、そういう生活は今日までも最もほんもののキリスト教徒たちの集団のなかで実行されているそうだ、こういう話を彼らが聞いたことです。どういうことが契機であったにせよ、相当の数にのぼる者がわれわれの宗教にはいり聖水で清められました。」(pp. 216, 218. 二一九 - 二〇頁)そして、諸秘蹟を施しうる司祭の候補を選出しそうになっていたが、ヒュトロダエウスらの出国時までにはまだ選挙されていなかったと言う(p. 218. 二二〇頁)。

また、ウートピア人の宗教に関する変化について述べられている箇所が、もう1箇所ある。それは、次のような内容になっている。

「しかし、ユートピア人たちは、あのいろいろの迷信的考えから段々に脱却し、理性的に見てほかの宗教にまさっていると思われるあの唯一の宗教に合一しつつあります。人間は宗教をかえようかなどと考えているようなときにたまたま不幸な目にあうと・・・まるでこちらからは拝むのをやめてやろうと思っていた神が、そのような不謹慎な決意にたいして報復したかのように考えるのですが、もしこうした傾向さえなかったら、ほかの宗教はとっくの昔に消失していたであろうことに疑問の余地はありません。」(p. 216. 二一九頁) なお、モアは、*A Dialogue Concercering Heresies* においても、信仰と理性とが一致するものであることを主張している<sup>(30)</sup>。

ここで、「理性的に見てほかの宗教にまさっていると思われるあの唯一の宗教」は、文脈的にも 論理的にも、その直前に述べられている、「あらゆるものの起源、成長、進歩、変化、究極目標」 がそれに帰される、「能動力によってこの全世界に遍く充満している」「(父)親」と呼ばれる「唯 一の、知られざる、永遠無量で、説明不可能な、ある神的存在」(p. 216. 二一八頁)であると解さ れる。この宗教は、基本的に当時のキリスト教と同質的な宗教である。更に言えば、モアの真意は、 ウートピア人達が、名実ともにキリスト教徒化することにあった(31)。

また、筆者から見て、一見非キリスト教的な風習について検討しておきたい(32)。 1 例を挙げれば、配偶者を選ぶ際に、互いに裸体を見せ合う事である(p. 186. 一九〇頁)。これは、各人の性格と共に肉体も重視する特に男性の現状を踏まえ、原則として離婚を認めず、一夫一婦制を遵守するための習慣であり、しかも、それぞれ同性の有徳者の手で行われるのである。なお、プラトンも、ヒュトロダエウスが高く評価している『法律』の中で、役人の慎重な監督の下に、結婚を考えて少年少女が一緒に踊り、「理性を失わない仕かたで、適当な口実がつけられる年頃にかぎって、各人の節度をわきまえた羞恥心が許すかぎり、互いに裸を見たりみられたりする」ことの必要性を述べており(33)、これが、モアがこの問題を考える一つの切っ掛けを与えた可能性がある。ヒュトロダエウスらが、「この風習をばかげたものと思って私たちは嘲笑しながら非難しました」としつつも、この箇所に付けられた見出しが、「つつしみが足りないとはいえ用心が足りぬとはいえない」と判断している(pp. 186, 188. 一九一頁)ことは、モア自身この風習を真剣に考えていたことを示唆している。

更に、問題にされることのあった書名について検討しておきたい。『ウートピア』の正確な書名が、『社会の最善政体とウートピア新島についての・・・』*DE OPTIMO REIPVBLICAE STATV DEQVE......*であることは、deqve の前後の両者が必ずしも異なるものを意味するとは限らない<sup>(34)</sup>。これが、両者を綿密に考察した結果、それらが同じものになることまでも否定した書名ではないからである。

それでは、モア自身は、ウートピアの政治・社会像を実現可能なものと考えていたのであろうか。 『ウートピア』の末尾で、歴史的モアの理想主義的側面を代弁していると解されるヒュトロダエウス (35)が、社会悪の元凶である「高慢心」superbia は、「ひとびと (の心)」のなかにあまりにも深く入り込んでしまったので、容易には追い出せません」と告白し (p. 244. 二四三 - 四頁) その 現実的な側面を代弁していると解される書中のモア<sup>(36)</sup>も、その「全社会制度の主要な土台」である「共同共有制と貨幣流通皆無の生活物資共有制」を不条理と見、「ユートピアの社会には、諸都市に対して、よりただしくいうならば、実現の希望を寄せるというよりも、願望したいものがたくさんある」、と結論を述べている(pp. 244, 246. 二四五 - 六頁)時、こうした『ウートピア』に関する独特の発言は、モアが、これらを少なくとも近い将来実現可能だとは考えていなかった事を示している<sup>(37)</sup>。

また、ウートピア建国の方法として、ウ・トプス王による征服と原住民の教化しか述べられていないこと(p. 112. 一二一頁)は、これを補強する。しかも、そもそもギリシア語からのモアの新造語である「ウートピア」というラテン語は、「何処にも無い所」Nusquama を意味しているのである(38)。無論、現実的には、共同制と共有制の精神を可能な限り活かして社会を改革することが、要請されているのである(39)が。

更に、『ウートピア』に収録された詩や書簡は、『ウートピア』を解釈する際に、同時代人の解釈として重要であるが、モアが、もし可能なら、エラスムスに幾人かの識者と高名な政治家からの推薦状によって同書を立派に引き立たせて欲しいと依頼した(40)、『ウートピア』に収録された知識人や政治家の詩や書簡のほとんどが、ヨ・ロッパの社会を批判し、ウートピアの優越性を賞讃している(41)。しかも、その幾つかは、ウートピアのキリスト教性を指摘しているのである(42)。

その上、ギョ・ム・ビュデが、イギリス人のトマス・ラプセット当の書簡の中で「ユートピアは多くの都市に分かたれてはいますが、ハグノポリス Hagnopolis (「聖なる都」を意味する (p.12. 二〇頁。「澤田昭夫訳 注」、二五八頁) というひとつの都市にまとまり、結束しています。この都市は与えられた生活風習と財産で満足し、清浄さで祝福されており、天よりは低いがわれわれの知るこの世のけがらわしさよりは高いレベルの、一種の天上的生活を送っております。」(p.12. 二〇頁)、と解釈し、ウートピアを準天上国家、政治的な言葉に置き換えれば、最善国家と彼は見ている。

しかも、ヒエロニムス・ブスライデンのモア当書簡の中で、前者が、後者を「この美妙な制度についてのたいそう結構な叙述を見ますと、最大の学識という面でも、また人間世界のことがらについての完全な見識という面でも、これ以上なにも注文しうるものはありません。」(p. 32. 四〇 - 一頁)と絶賛し、「ご自分をたんに自分のためだけでなく、全世界のために生まれたものとお考えになり、あなたのこのすばらしい奉仕のわざで全世界にまで恩義を施すのはきわめて有意義なことだとお思いになりました。」(p. 32. 四一頁)「この決意を実現なさるべくあなたがお選びになった方法は最も正しく、最もよい方法です。つまり、あなたは、制度の健全さ、完全さ、望ましさにおいて世界中どこにもみられぬようなあの社会の理想と生活風習のパタ・ンと完全なモデルとを、道理のわかる人間の目の前に呈示するという方法をおとりになりました。この理想、パタ・ン、モデルは、非常に有名でもあり、かつ誉め歌われもしてきたスパルタ人やアテナイ人、そしてロ・マ人たちの社会よりはるかに優れ、先んじています。」(pp. 32, 34. 四二頁)と述べ、「あなたがかくも

賞讃なさるあの社会は明らかに(これらの諸徳を)すばらしい仕方で総合したものであります。それゆえにこれが、多くの民族にとっておそるべきものとして映るだけでなく、みなの尊崇の対象、また同時に全世紀を通じて人々の讃辞の対象となるとしてもふしぎではありません。」(p. 34. 四三頁)、と高く評価している。

それに加えて、「今はひとまず、お元気で。社会貢献策を絶えず考え、実行し、改良を続けながら、ご繁栄を。さような貢献は社会に永世を、あなたに不死をもたらします。お元気で。最も学あり、最も洗練されたモアよ。あなたのブリタニアとわれらの世界の誉れよ。」(p. 36. 四五頁)と、ブスライデンは、モアに不断の社会改革を期待して筆を置いているのである。また、エラスムスも、フロ・ベン宛の書簡の中で、「あなたのほうでよろしければ、あなたの印刷所で印刷され、そのおかげで彼の著作が現代の世人に、そして後世にまでひろめられますようにと思ってお送りしたのです。」(p.2. 一二頁)と述べ、『ウートピア』の永続性を確信しているのである。

一方、ヒレスのブスライデン当の書簡の中で、ヒレスが、「モアの叙述のなかでは、非常に多くの驚くべきことがらがあらわれてきて、どれを第 1 に賞讃すべきか、またはもっとも多く賞讃すべきかに私は迷います。賞讃すべきは、単に耳で聞いた多くのことがらを、ほとんど一言一句そのままに繰り返すことができるような、幸いなる記憶力の忠実さでしょうか。それとも、普通の人にはわからないこと、つまり、社会のすべての悪が由来する、または善が生まれうる、その根源がなにかということを見抜いた賢明さでしょうか。」(p.22. 二九頁)と述べて、ヒレスは、モアが社会諸悪の根源を認識していたことに気づいている。

それから、寡聞にしてこの点を問題にした論者を筆者は知らないが、現実の社会を批判し、国王への仕官をヒュトロダエウスが辞退した『ウートピア』の第1巻の標題並びにキリスト教が伝道されていなかったにも拘わらず、理想に近い社会を形成しているウートピアを描いた第2巻の標題と本書全体の書名との違いに注目した論者はいない。前二者では、ヒュトロダエウスの話をモアが報告する形式を採っているのに対して、後者では、モア自身が著者になっているのである。この場合、書名を重視するべきで、『ウートピア』は、外でもないモア自身の思想を論文の形式ではなく、親しみやすく、楽しく読める Declamatio (43) の形で、著したものと考えられる。

また、『ウートピア』の末尾のところで、ヒュトロダエウスが、「こういう事態(社会諸悪の横行。筆者)は、もしも、あらゆる災禍の首領であり親であるあの一匹の恐ろしい野獣、すなわち高慢心(44)が反抗してさえいなかったら実際起こりえたでしょう。この高慢心は、自分の利益ではなく、他人の不利をもって繁栄の尺度としています。」(p. 242. 二四三 - 四頁)と指摘していることは、モアが、社会諸悪の源泉が、制度的には、私有財産制や貨幣制度にある(pp. 102, 104. 一〇 - 二頁)(45)としても、究極的には、人間には克服困難な高慢(superbia)が、社会諸悪の根源であると認識していたことが分かる。これを示すことも、『ウートピア』の目的の一つであったと考えられる。すなわち、この高慢をいかにして規制するかが、モアにとって社会改革のための重要な課題の一つだったのである。

なお、本文中に使われている、「アマウロ・トゥム」(暗部、無都)や「ア・ニュドルス河(水無し河)」、「アーデームス」(民なきもの)(「澤田訳 注」、二七八、二八〇頁)は、ウートピアと共にそれが存在しないものである事を示唆している。

以上の事を総合して、モアの『ウートピア』は、同時代、ひいては後世のヨーロッパ及びそれ以外の社会の批判と教化・改革を目的とし、楽しみを読者に味わってもらうためにアイロニーやパラドックスを含む修辞法(46)を駆使して書かれた風刺文学書であり(47)、その対象は、直接的には、ラテン語(できれば、ギリシア語)の分かる学識と見識のある当時のヨーロッパの知識人や統治者である。それが、一般民衆にも彼らを通じて普及する事も、モアは期待していたように思われる。ウートピア人は、彼らの大部分が信仰している宗教と同質的な、キリスト教を大部分のウートピア人が受容する事によって理想的な国家が完成されるという意味ににおけるモア自身の最善国家である、と結論づける事ができるのである。更に言えば、ウートピア人の社会生活の中で、明らかに不条理な点(例えば、婚前のモアの修道院における体験に鑑みて、断定は出来ないが、常識的には、聖職者の妻帯や稀な高齢の寡婦の聖職者など以外ほとんどないが、当時の真にキリスト教的な知識人が読めば分かる)が、彼らがキリスト教への改宗(現実問題としては、ヨーロッパ人の基本的事項に関する統一)によって克服される事を期待して執筆されたものと考えられる。

#### 注

- (1) J. Guy, *Thomas More*, 2000, pp. 96-101.
- (2) R. W. Chambers, *Thomas More*, London, 1935, pp. 125-44; T. E. Bridgett, *Life and Writings of Blessed Thomas More*, 1924, p. 104.
- (3) J. H. Hexter, 'Introduction', Pt I, 'The Composition of Utopia', in Utopia, in The Yale Edition of the Complete Works of St. Thomas More, Vol. 4, ed. E. Surtz S. J. and J. H. Hexter, New Haven and London, 1965, pp. cv-cxxiv (以下、こびと略記する。); J. H. Hexter, More's Utopia: The Biography of an Idea, Princeton, N. J. 1952, pp. 81-7.
- (4) D. B. Fenlon, 'England abd Europe: Utopia and its Aftermath', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th Ser. 25, 1975, 115-36.
- (5) Q. Skinner, 'Sir Thomas More's Utopia', *Past and Present*, 38, 1967, pp. 154-7; *The Foundations of Modern Political Thought*, 2 Vols. Vol. I: *The Renaissance*, Cambridge, 1978, pp. 255-62.
- (6) B. Bradshaw, 'More on Utopia', Historical Journal, 24, i, March 1981, pp. 20-6.
- (7) J. Guy, *Thomas More*, pp. 20-6.
- (8) J. Guy, *Thomas More*, p. 102.
- (9) 澤田昭夫「『ユートピア』の構造とモアの執筆意図」、澤田昭夫監修 『ユートピアー歴史・ 文学。社会思想』荒竹書店、1976年、113頁。
- (10) 菊池理夫『ユートピアの政治学 レトリック・トピカ・魔術』、新曜社、1987年、128、158-9

頁。

- (11) 'Erasumus's Letter to Ulrich Hutten on 23 July 1519', in *Opvs Epistolarum Des. Erasmi Rotterodami*, ed. P. S. Allen and H. M. Allen, Oxford, 1922, Tom., IV, No. 999, p. 21. 以下、*OE* と略記する。
- (12) *Utopia*, *CW*, Vol. 4, p. 22. (澤田昭夫訳 改版『ユートピア』、中央公論社、1933 年、30 頁。) 以下、両書からの引用は、本文中の括弧内にそれぞれ算用数字と漢数字で頁数のみ示す。 注についても、同様。
- (13) 'More's Leter to Erasmus on c. 20 Septmber', in OE, 1909, Tom., II, No. 467, p. 346.
- (14) 澤田昭夫「モアはユートピアンか現実政治家か」、月刊『文化会議』、2月号、1987年、7頁。
- (15) See The History of KIng Richard III, CW, Vol. 2, 1963.
- (16) 例えば、鈴木宜則「第4章 ユートピア」、佐藤正志・添谷育志編『政治概念のコンテクスト - 近代イギリス政治思想史研究 - 』〔政治思想研究叢書9〕、早稲田大学出版部、129頁。(但 し、本論文には、5箇所の誤植がある。)
- (17) Thomas More's Letter to Erasumus on c. 4 December 1516' in OE, Tom., II, No. 499, p. 414.
- (18) 例えば、鈴木宜則「第4章 ユートピア」、129頁。
- (19) F. N. Magil, ed., *International Encyclopedia of Government and Politics*, London and Chicago, 1996, p. 1172.
- (20) G. B. Wegemer, Thomas More on Statesmanship, Washington, D.C, 1998, p. 124.
- (21) For example, J. Bodin, *On Sovereignty: Four Chapters from The Six Books of the Commonwealth*, ed. and trans. J. H. Franklin, Cambridge, 1992, p. 90; D. Baker-Smith, *More's Utopia*, London and Worcester, 1991, p. 154. Cf. G. B. Wegemer, *Thomas More on Statesmanship*, p. 124.
- (22) 鈴木安蔵「共和制」、中村 哲・丸山真男・辻 清明編『政治学事典』, 平凡社、1954 年、506 頁。
- (23) 例えば、鈴木宜則「第4章 ユートピア」、130頁。
- (24) 鈴木宜則「第4章 ユートピア」、135頁も参照。
- (25) 例えば、鈴木宜則「第4章 ユートピア」、135-6頁。
- (26) 例えば、鈴木宜則「『ユ・トウピア』解明のための一試論」、『鹿児島大教育学部研究紀要人文・社会科学篇』第 23 巻、1972 年、38 頁;「第5章 『ユートピアの構造』、田村秀夫責任編集『トマス・モア研究』、[イギリス思想研究叢書1 日本イギリス哲学会監修]、お茶の水書房、1978 年、150 頁。(但し、本論文には、幾つかの誤植・脱字が見られる。);「第4章ユートピア」、130-1 頁。
- (27) 例えば、鈴木宜則「第5章 『ユートピアの構造』、168-9頁。
- (28) See 'What is the Best Form of Government', in Latin Poems, CW, Vol.3, Pt II, 1984, ed. H. Miller, L. Leicester, A. Charles and R. P. Oliver, pp. 228-30. 例えば、G.. B. Wegemer, Thomas More on Statesmanship, p. 124. 鈴木宜則「『ユ・トウピア』解明のための一試論」、38頁;「第5

章 『ユートピアの構造』、150頁 ;「第4章 ユートピア」、130-1 頁参照。

- (29) 一見、異教的と思われる諸事項についてチェインバーズやレノルズ、サーツ達が列挙した点の批判については、鈴木宜則「最善国家としての『ウートピア』 トマス・ モアの社会思想史的意義解明のために 、『研究年報 経済学』、Vol. 35、No. 1, 75-91 頁参照。Cf. R. W. Chambers, Thomas More, London, 1957, pp. 126-9; E. E. Reynolds, Thomas More and Erasmus, London, 1965, pp. 117-24; E. Surtz, S. J., The Praise of Pleasure: Philosophy, Education, and Communism in More's Utopia, Cambridge, Massachusetts, 1957, pp. 1-8, etc.; The Praise of Wisdom: A Commentary on the Religious and Moral Problems and Backgrounds of St. Thomas More's Utopia, Chicago, 1957, pp. 1-20, etc; 'Introduction' Pts II and III, pp. cxxv-cxiv.また、筆者の立場から見て、チェムバ・ズやレノルズ、サ・ツらが問題にした事項以外に、一見非ヨーロッパ的・非キリスト教的と思われる諸点の批判的検討については、鈴木宜則「 Utopia とトマス・モア」、『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』第27巻、1976年、25-33頁照。
- (30) A Dialogue Concering Heresies, CW, Vol. 6, Pt 1, ed. T. M. C. Lawler, G. Marc'hadour and R. C. Marius, 1981, p. 128.
- (31) 例えば、鈴木宜則「第5章 『ユートピア』の構造」、167-8 頁参照。*Utopia*, pp. 160, 162. 一六五頁; p. 178. 一八一頁も参照。
- (32) ここでは、鈴木宜則「最善国家としての『ウートピア』」でも取り上げた1例と書名に関する 問題点をより詳しく検討するものである。
- (33) プラトン『法律』、『ミノス 法律』森 進一・池田美恵・加来彰俊訳、岩波書店、1976年、368 頁。
- (34) 例えば、R・J・シェック、「対話としての『ユートピア』の読みかた 洗練されていると同時に有益な諸制度をはぐくむ育成所」、澤田昭夫監修『『ユートピア』 歴史・文学・社会思想 』、1126-7 頁や澤田「『ユートピア』の構造とモアの執筆意図、116 頁。 R. S. Sylvester, "Si Hythlodaeusu credimus: Vision & Revision in Thomas More's Utopia", *Soundings*, 51, Fall 1968, pp. 72-89. と比較せよ。
- (35) 例えば、鈴木宜則「第5章 『ユートピア』の構造、168頁。
- (36) 例えば、鈴木宜則「第5 章『ユートピア』の構造」、168-9頁。
- (37) 鈴木宜則「最善国家としてのウートピア」、85-6頁;「第5章 『ユートピア』の構造」、168 頁。
- (38) 'More's Leter to Erasmus on c. 20 September 1516', in *OE*, Tom. II, No. 467, p. 346.
- (39) 例えば、『ウートピア』第2巻の末尾で、書中のモアが、「(再会の機会に恵まれる)それまでのあいだは、他のことについては論議の余地なく最高学識者、人間界の最高経験者である彼が語ったことのすべてについて同意することは私にはどうしてもできないけれども、今私

が容易に認めるのは、ユートピアの社会には、諸都市に対してよりただしくいうならば、実現の希望を寄せるというよりも、願望したいものがたくさんあるということです。」(pp. 244, 246. 二四五 - 六頁)、と述べていること。また、ブスライデンのモア当書簡の中で、「今はひとまず、お元気で。社会貢献策を絶えず考え、実行し、改良を続けながら、ご繁栄を。さような貢献は社会に永世を、あなたに不死をもたらします。お元気で。最も学あり、最も洗練されたモアよ、あなたのブリタニアとわれらの世界の誉れよ。」(p. 36. 四五頁)と述べている事。更に、R・J・シェック「対話としての『ユートピア』の読みかた」、135 頁参照。

- (40) 'From Thomas More to Erasmus on c. 20 September 1516', OE, Tom. II, No.467, p. 346.
- (41) 例えば、「ギョーム・ビュデのトマス・ラプセット当書簡では、「ウデポティア(Vdepotia)」「いつもないところ」を意味する[改版『ユートピア』澤田訳 注]257頁)とも呼ばれ、すばらしい幸運のおかげで[もし私たちが人の話を信じるといたしますと]、公私いずれの生活領域にもキリスト的生活風習と真にキリスト的な英知をとりいれそれを今日までも保ちつづけてきたということです。」(p.10. 一八頁 「ルーヴァン大学の修辞官、ジャン・デマレによるユートピア新島についての詩」では、ウートピア人が、万徳を体得していること(p.28.三七頁)、「ヒエロニムス・ブスライデンのモア当書簡」においては、「完全な社会ではなによりも司政者たちの賢慮、軍人たちの勇気、個人のあいだでの節度、すべてにおける正義、これら全部がそろって存在していなければなりません。」(p.34. 四三頁)
- (42) 「ギョームビュデのイギリス人トマス・ラプセット当書簡」(p. 10. 一八 九頁); キリスト 教的とは述べていないが、実質的には、そう解釈できる「ルーヴァン大学の修辞官、ジャン ・ デマレによるユートピア新島についての詩」(p. 28. 三七頁)。
- (43)「古典的修辞学では、declamatio に suasoria と contoroversia の 2 種類があり、前者ではある中心人物が自分自身と議論を闘わすか、政治的社会的危機にあたってその人物に忠告が与えられたという想定がなされ、後者では、現実の法廷訴訟にかたどった想定訴訟が扱われる。」R・J・シェック「対話としての『ユートピア』の読みかた」、125、 137 頁、注(17)。 なお、C. S. Baldwin, Ancient Rhetoric & Poetic, N. Y., 1928; Mediaeval Rhetoric & Poetry, N. Y., 1928 参照。
- (44)「すべての罪の根源は高慢心である」(集会書一〇・一五)。「富や権力、徳などあらゆる手段で自分を他人と神の上におこうとする高慢心 superbia がすべての社会悪の究極の原因であることについては、モアの『四終論』や『リチャード三世王史』などを参照([澤田昭夫訳注]、294 頁)。See *The Last Things, in English Poems; Life of Pico; The Last Things, CW,* Vol. 1, ed. A. S. G. Edwards, K. Rodgers and C. Miller, 1997, pp, 153-4; *The History of King Richard III, CW*, 2, ed. R. S. Sylvester, 1963, p.12.
- (45) Responsio ad Lutherum, CW, Vol. 5, Pt 1, ed. J. M. Headley, 1969, pp. 276, 278.

- (46) 菊池理夫『『ユートピア』の政治学』、136-7頁。
- (47) 鈴木宜則「第5章 『ユートピア』の構造」、173-4 頁。 'Erasmus's Letter to Ulrich Hutten on 23 july 1519', *OE*, IV, No. 999, p. 21.